

日光市高德地域公益的機能維持増進協定書(案)

関東森林管理局長（以下「甲」という。）と日光市高德587番地 細井信明（以下「乙」という。）とは、乙が所有する別紙1に定める森林（以下「本森林」という。）の整備に関し、次のとおり日光市高德地域公益的機能維持増進協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、森林法（昭和26年6月26日法律第249号）第10条の15の規定に基づき、別紙1に示す国有林と民有林において、必要な森林施業等に取り組み、国土の保全や水源のかん養等の森林の有する公益的機能の維持増進を図ることを目的とする。

（森林施業等の受委託等）

第2条 乙は、甲に対し、別紙1に定める乙の所有する森林において実施を計画する別紙2及び別紙3に記載する森林施業等について、次条以下に定めるところにより、その実施を委任する。

2 甲は、これを受任し、本協定に定める森林施業等を実施する。

（甲が行う事業内容等）

第3条 この協定の対象とする森林の位置、区域及び面積は、別紙1に定める。

2 甲又は乙が行う森林施業の種類並びにその実施の方法及び時期並びにその他本協定区域内に存する森林の整備及び保全に関する事項等については、別紙2に定める。

3 林道の開設及び改良並びに作業路網その他の施設の設置及び維持運営に関する事項等については、別紙3に定める。

4 甲は、乙に対し、乙の所有する森林において実施する別紙2及び別紙3の森林施業等の実施に当たり、別紙4の1により計算した協定者協力金（以下、「協力金」という。）の上限の概算額を書面により示し、同意を得た上で実施する。

5 甲は、本協定による森林施業等により乙が所有する森林（以下、「協定区域」という。）から生産された木材の販売について、乙に協力し、乙は、乙が所有する森林から本協定による森林施業等により生産された木材を販売した場合には、別紙4の3に定める事項について、甲に通知する。

（協定者協力金の支払い）

第4条 甲は、乙から前条に定める通知を受けたときは、乙に対し、別紙4の2により計算した協力金の上限額及び別紙4の4により決定した協力金の額を書面により示すとともに協力金を請求し、乙は、甲に対し、請求の通知があった日から14日以内に支払わなければならない。

（緊急時の取り扱い）

第5条 甲は、第3条第2項及び第3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる災害又は事故等の事由により、緊急に被害の復旧等の処理を行う必要がある場合で、乙の承認を受ける時間的な余裕がないものについては、乙の承認を受けずに被害の復旧等を実施することがで

きる。この場合において、甲は、速やかに、その業務の内容を乙に連絡する。

- 一 地震、台風、突風、集中豪雨、落雷、雪、噴火、ひょう、あられ等
- 二 火災、物の飛来若しくは落下又は衝突、犯罪等
- 三 その他、前二号に類する事態、事故、事件及び天災

2 乙は、甲が前項の対応をする上でやむを得ず支出した費用については、負担割合に応じて甲の請求により甲に支払わなければならない。ただし、甲の責めによる事故等の場合はこの限りでない。

(免責)

第6条 甲は、本協定に基づく森林施業等の実施に伴う協定区域内の植物の損傷（誤伐含む）につき、乙に対しその責任を負わない。

(事業の報告等)

第7条 甲は、事業の実施後、乙に対し、別紙2及び別紙3の森林施業等の実施状況を報告しなければならない。

(通知義務)

第8条 乙は、本森林の所有者に関する変更等を行った場合は、速やかにその内容を甲に通知しなければならない。

- 一 乙が住所を変更したとき
- 二 乙が本森林の所有権を第三者に譲渡しようとするとき
- 三 その他本森林に係る権利に関する変更を生じたとき

(協定に違反した場合の措置及び協定の解除)

第9条 甲及び乙は、その相手方が、本協定に定められた義務の履行を怠った場合は、その履行を催告する。

- 2 甲及び乙は、その相手方がその義務を相当の期間履行しないときは、本協定の全部又は一部を解除することができる。
- 3 前項のうち、甲が実施した森林施業等に対し、乙が協力金の支払いを履行しない場合、乙は、甲に対し、別紙4に基づき計算する甲が負担する経費相当額を違約金として支払わなければならない。この場合、乙は、甲に対し、請求日から14日以内に支払うこと。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成28年4月1日から平成30年3月31日までとする。

(森林の利用の制限)

第11条 甲又は乙は、本協定の締結を理由として、他の者が行う森林の利用を不当に制限してはならない。

(皆伐の制限)

第12条 乙は、協定区域において、甲による森林施業の実施の翌年から5年間は皆伐を行うことができない。ただし、乙の責に帰することのできない事由による伐採については、甲の

承認を得たうえで行うことができる。

(連絡調整)

第13条 甲は、協定事項を適切に処理するため、次の事項について、乙との連絡調整を行う。

- 一 本協定に基づく森林施業等の実施に関する事項
- 二 本協定に基づく林道の開設及び改良に関する事項
- 三 作業路網その他の施設の設置及び維持管理に関する事項
- 四 本協定に基づいて、甲が乙の所有する森林において施業等を行った場合における、甲及び乙の費用負担に関する事項
- 五 協定に違反した者に対する協定遵守の指導に関する事項
- 六 その他協定に関する必要な事項

(協定の効力の承継)

第14条 森林法第10条の17の公告があった後において、新たに本森林の所有者等又は本森林の土地の所有者となった者（以下、「丙」という。）に対し、乙は、丙に本協定を承継させる。

(誠実義務等)

第15条 甲及び乙は、本協定の実施に当たって、互いに信義を重んじ誠実に履行することを約し、各協定者記名押印のうえ、各1通を保有する。

2 本協定に定めのない事項又は本協定について疑義を生じた事項については、甲及び乙は、誠意をもって協議する。

(合意管轄裁判所)

第16条 甲及び乙は、本協定に起因する紛争に関し、争訟を提起する必要があるときは、争訟物の価額に従い、甲の所在地を管轄する宇都宮地方裁判所又は宇都宮簡易裁判所を専属の管轄裁判所とすることを合意する。

平成28年2月9日

甲 群馬県前橋市岩神町4丁目16番25号 関東森林管理局長 志田 孝一

乙 栃木県日光市高德587番地

細井 信明

別紙1 協定の区域及び面積等

区 域 (位 置)					面積 (ha)	人工林 天然林 の 別	樹種 又は 林相	林 齢	材積 (m3)	森林所有者等及び 当該土地の所有者 氏 名
番号	町名	字	地番	林小班						
1	日光市	ヲソ沢	1490番地1	14林班 コ13小班	0.52	人工林	スギ ヒノキ	56	397	細井信明
2	日光市	三ツ石 国有林		303林班 い1小班	1.01	人工林	ヒノキ	51	294	農林水産省
3	日光市	三ツ石 国有林		303林班 は 小班	0.25	人工林	ヒノキ	48	65	農林水産省
4	日光市	三ツ石 国有林		303林班 に 小班	1.10	人工林	ヒノキ	51	264	農林水産省
5	日光市	三ツ石 国有林		303林班 ほ 小班	3.52	人工林	ヒノキ	42	626	農林水産省
6	日光市	三ツ石 国有林		303林班 へ1小班	1.43	人工林	ヒノキ	41	317	農林水産省
7	日光市	三ツ石 国有林		304林班 ち 小班	1.32	人工林	スギ	48	386	農林水産省
8	日光市	三ツ石 国有林		304林班 る1小班	2.75	人工林	スギ	50	397	農林水産省
9	日光市	三ツ石 国有林		304林班 か1小班	10.15	人工林	スギ ヒノキ	46	2,126	農林水産省
10	日光市	三ツ石 国有林		304林班 か2小班	0.60	人工林	ヒノキ	41	142	農林水産省
11	日光市	三ツ石 国有林		304林班 よ 小班	0.26	人工林	スギ	49	72	農林水産省
12	日光市	三ツ石 国有林		304林班 た1小班	3.98	人工林	スギ	36	1,041	農林水産省
13	日光市	三ツ石 国有林		304林班 た2小班	1.21	人工林	スギ	35	258	農林水産省
14	日光市	三ツ石 国有林		304林班 ね 小班	0.08	人工林	スギ	49	39	農林水産省
15	日光市	三ツ石 国有林		302林班 ち1小班	3.43	人工林	スギ ヒノキ	34	739	農林水産省
16	日光市	三ツ石 国有林		303林班 ち2小班	2.34	人工林	ヒノキ	36	393	農林水産省
17	日光市	三ツ石 国有林		303林班 ち3小班	2.48	人工林	ヒノキ	36	411	農林水産省
18	日光市	三ツ石 国有林		304林班 う2小班	4.23	人工林	ヒノキ	35	508	農林水産省

森林の位置は、別添位置図のとおり

別紙2 森林施業の種類並びにその実施の方法等

伐採

番号	林小班	民・国	面積 (ha)	細分	樹種	実施の 方法	詳細	伐採齢	伐採材積 (m3)	実施 時期	費用 負担	その他
1	14林班 コ13小班	民	0.52	間伐	スギ ヒノキ	存置	30% 定性	56	119	H28	国2/3以上 民1/3を上限	
2	303林班 い1小班	国	1.01	間伐	ヒノキ	搬出	35% 定性	51	103	H28	国100	
3	303林班 は 小班	国	0.25	間伐	ヒノキ	搬出	35% 列状	48	23	H28	国100	
4	303林班 に 小班	国	1.10	間伐	ヒノキ	搬出	35% 列状	51	92	H28	国100	
5	303林班 ほ 小班	国	3.52	間伐	ヒノキ	搬出	35% 列状	42	219	H28	国100	
6	303林班 へ1小班	国	1.43	間伐	ヒノキ	搬出	35% 列状	41	111	H28	国100	
7	304林班 ち 小班	国	1.32	間伐	スギ	搬出	35% 定性	48	135	H28	国100	
8	304林班 る1小班	国	2.75	間伐	スギ	搬出	35% 定性	50	139	H28	国100	
9	304林班 か1小班	国	10.15	間伐	スギ ヒノキ	搬出	35% 定性	46	744	H28	国100	
10	304林班 か2小班	国	0.60	間伐	ヒノキ	搬出	35% 定性	41	50	H28	国100	
11	304林班 よ 小班	国	0.26	間伐	スギ	搬出	35% 定性	49	25	H28	国100	
12	304林班 た1小班	国	3.98	間伐	スギ	搬出	35% 定性	36	364	H28	国100	
13	304林班 た2小班	国	1.21	間伐	スギ	搬出	35% 定性	35	90	H28	国100	
14	304林班 ね 小班	国	0.08	間伐	スギ	搬出	35% 定性	49	14	H28	国100	
15	302林班 ち1小班	国	3.43	間伐	スギ ヒノキ	存置	35% 定性	34	258	H28	国100	
16	303林班 ち2小班	国	2.34	間伐	ヒノキ	存置	35% 定性	36	138	H28	国100	
17	303林班 ち3小班	国	2.48	間伐	ヒノキ	存置	35% 定性	36	144	H28	国100	
18	304林班 う2小班	国	4.23	間伐	ヒノキ	存置	35% 定性	35	178	H28	国100	

別紙3 林道の開設及び改良並びに作業路網その他の施設の設置及び維持運営に関する事項

1 作業路網の設置

細分	路線名	位置	番号	実施の方法	詳細	実施時期	費用負担	利用施業
開設	森林作業道A	303林班い1小班	2	国一請	延長170m・幅員3m	H28	国100	間伐
	森林作業道B	303林班は小班	3	国一請	延長40m・幅員3m	H28	国100	間伐
	森林作業道C	303林班に小班	4	国一請	延長145m・幅員3m	H28	国100	間伐
	森林作業道D	303林班ほ小班	5	国一請	延長510m・幅員3m	H28	国100	間伐
	森林作業道E	303林班へ1小班	6	国一請	延長70m・幅員3m	H28	国100	間伐
	森林作業道F			国一請	延長110m・幅員3m	H28	国100	間伐
	森林作業道G	304林班ち小班	7	国一請	延長360m・幅員3m	H28	国100	間伐
	森林作業道H	304林班る1小班	8	国一請	延長520m・幅員3m	H28	国100	間伐
	森林作業道I	304林班か1小班	9	国一請	延長1,145m・幅員3m	H28	国100	間伐
		304林班か2小班	10	国一請	延長100m・幅員3m	H28	国100	間伐
	森林作業道J	304林班よ小班	11	国一請	延長85m・幅員3m	H28	国100	間伐
		304林班た2小班	13	国一請	延長70m・幅員3m	H28	国100	間伐
	森林作業道K	304林班た1小班	11	国一請	延長395m・幅員3m	H28	国100	間伐
		304林班ね小班	14					
		304林班た2小班	13	国一請	延長40m・幅員3m	H28	国100	間伐
	森林作業道L	304林班た1小班	12	国一請	延長200m・幅員3m	H28	国100	間伐
304林班た2小班		13	国一請	延長30m・幅員3m	H28	国100	間伐	

別紙4 協定者協力金の上限額の計算方法等

1 協定者協力金の上限額の概算額の計算方法

乙が所有する森林に係る協定者協力金の上限額の計算は次式により、個々の森林所有者等ごとに求めるものとする。

$$\text{予定金額} \times \frac{\text{乙が所有する森林に係る事業の実施に必要な直接事業費}}{\text{総直接事業費}} \times \frac{1}{3}$$

注1：取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）を加えること。

注2：予定金額は、甲及び甲が委任した者が事業を発注する際に計算した金額とする。

注3：直接事業費は、労務費、材料費、直接経費の計とする。

注4：総直接事業費は、甲及び甲が委任しが者が発注した、国有林と乙が所有する森林にかかる一体的な事業の実施に必要な直接事業費の計とする。

2 協定者協力金の上限額の計算方法

甲は第3条第2項及び第3項に定める事業を完了した場合には、次式により、乙が所有する森林に係る協定者協力金の上限額を計算するものとする。当該上限額については、個々の協定森林所有者等ごとに計算するものとする。

$$\text{請負金額} \times \frac{\text{乙が所有する森林に係る事業の実施に必要な直接事業費}}{\text{総直接事業費}} \times \frac{1}{3}$$

注1：取引に係る消費税及び地方消費税を加えること。

注2：請負金額は、甲及び甲が委任した者が発注した事業の受注者に支払う確定額とする。

注3：直接事業費は、労務費、材料費、直接経費の計とする。

注4：総直接事業費は、甲及び甲が委任した者が発注した、国有林と乙が所有する森林にかかる一体的な事業の実施に必要な直接事業費の計とする。

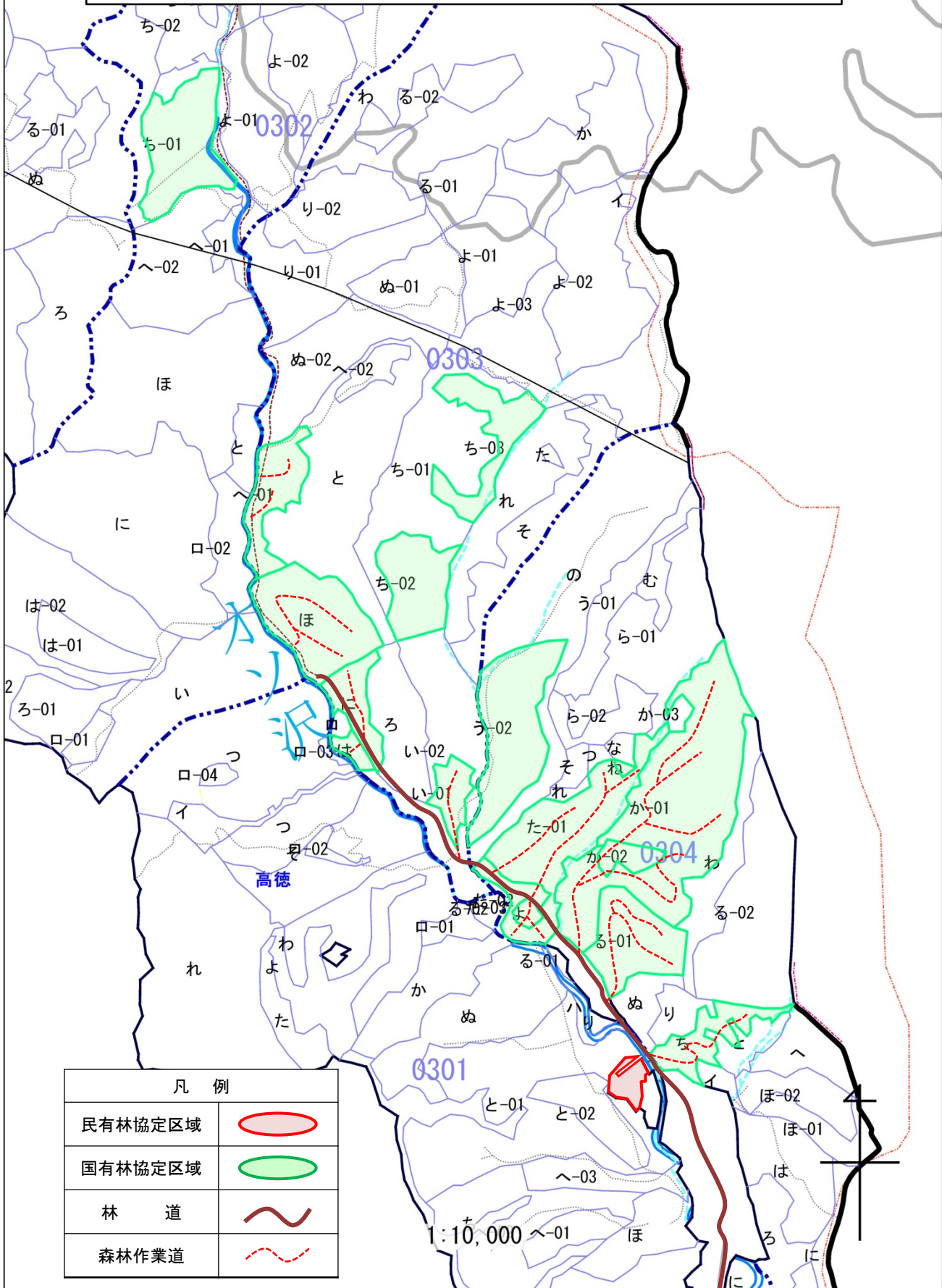
3 本森林に係る木材の販売額の通知

乙が所有する森林から本協定による協定森林施業等により木材が生産され、販売が行われた場合に、乙は甲に販売先、販売量及び販売金額を通知するものとする。また、乙は、甲が販売先に販売量及び販売金額を確認することを承諾するものとする。

4 本森林に係る協定者協力金の額の決定

甲は3の通知を受け、2による協定者協力金の上限額と、3による木材の販売額を比較し、いずれか小さい方を協定者協力金として、乙に請求するものとする。

日光市高德地域公益的機能維持増進協定区域位置図



凡 例	
民有林協定区域	
国有林協定区域	
林 道	
森林作業道	